

役員報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、法人の業務に従事する役員等の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び選任解任委員をいう(以下「役員等」という。)

(報酬)

第3条 役員等は無報酬とする。ただし、役員等には別に定める規程により費用を弁償することができる。

(費用弁償)

第4条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した交通費、通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。